

玄海原子力発電所 2号炉

廃止措置計画認可申請書の
審査基準への適合状況について
<補足説明資料>

令和元年 10月
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準		適合状況（申請概要）	記載項目
(1) 解体対象となる施設及びその解体の方法			
1) 解体する原子炉施設	廃止措置計画に記載することとされている解体する原子炉施設については、対象原子炉施設に係る設置の許可がなされたところにより、廃止措置対象施設の範囲を特定する。	廃止措置対象施設の範囲は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可を受けた2号炉の発電用原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）であることを記載している。	本文四 1.
2) 解体の方法	解体対象施設のうち解体の対象となる施設が示されていること。	解体の対象となる施設は、廃止措置対象施設及び建屋基礎を除く全てであることを記載している。	本文五 2.
	解体の方法においては、原子炉施設の廃止措置期間全体を見通し、以下のような段階ごとに講じる措置が示されていること。	審査基準に示す①～③の各段階を申請書の中では、以下のとおり4つの期間に区分し、解体工事を進めることを記載している。廃止措置の工事は、汚染状況の調査など、等から、「解体工事準備期間（以下、第1段階といいう。）」、「原子炉周辺設備等解体撤去期間（以下、第2段階といいう。）」、「原子炉等解体撤去期間（以下、第3段階といいう。）」及び「建屋等解体撤去期間（以下、第4段階といいう。）」の4つの期間に区分して行う。	本文五 2.
	各工事の着手要件、完了要件が適切に設定されていること。	第1段階に実施する工事等（汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去）に係る着手要件及び完了要件を表に記載している。	本文五 3.(1)
①試験研究用原子炉及び発電用原子炉の機能停止までの段階	試験研究用原子炉及び発電用原子炉の機能停止のための措置として、炉心からすべての燃料体が取り出され、炉心への燃料体の再装荷を不可とするような措置が講じられるとともに、燃料体は核燃料物質貯蔵設備に保管され、同設備の解体開始前に原子炉施設外へ搬出されること。	原子炉内に裝荷されていた燃料集合体は、平成25年4月25日に原子炉からの取出しを完了したことを記載している。核燃料物質の2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）及び新燃料貯蔵設備（以下「2号内燃料貯蔵設備」という。）外への搬出が完了するまでは、炉心への燃料集合体の再装荷を不可にする措置を講じることを記載している。	本文四 2.2
	②原子炉の機能停止までの段階	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵することを記載している。また、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵することを記載している。	本文五 3.(1)
	③原子炉の機能停止までの段階	2号内燃料貯蔵設備外への核燃料物質の搬出は、第1段階から第2段階の中で行い、2号内燃料貯蔵設備の解体は、それまでの貯蔵設備から核燃料物質の搬出後に行うこととを記載している。	本文六 2.
	④原子炉の機能停止までの段階	燃料を搬出するまでの段階（第1段階から第2段階終了まで）において、必要な機能が確保されていることを以下のとおり記載している。 同期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廢止措置の進歩に応じて維持管理する。核燃料物質の貯蔵設備については、核燃料物質が貯蔵されている期間は、臨界防止、水位及び漏えいの監視、浄化冷却、給水の機能を維持管理する。放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋（原子炉格納容器、原子炉補助建屋）等について、これらとの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理する。換気設備については、管理区域解除までの期間は、換気機能を維持管理する。放射性廃棄物の廃棄施設は、放射性廃棄物の処理を完了するまでの期間は、処理機能を維持管理する。これらの機能確保に関連する放射線管理設備、非常用電源設備等についても、関連する設備が終了するまでの期間は、その機能を維持管理する。	本文五 2.

*：発電用原子炉施設及び試験研究用原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

申請書記載事項に対する審査基準

※※※：発電用原子炉施設の試験研究用等原子炉施設の設計計画の検査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準		適合状況(申請概要)	記載項目
(2) 核燃料物質の管理及び輸送し			
廃止措置対象の原子炉施設の全ての核燃料物質が適切な譲渡し先に譲渡されること等を示し、このうち使用済燃料については、設置許可を受けた「使用済燃料の処分の方法」に従い、適切な譲渡し等の措置が示されており、核燃料物質の譲渡し等に当たっては、以下の措置を講じることが示されていることを確認する。	①核燃料物質の存在場所と種類・数量の確認 廃止措置開始時点における核燃料物質の存在場所と種類・数量が確認されること。	以下参照 核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は表に示すとおり記載している。	本文六 1.
②核燃料物質の保管 核燃料物質は、搬出までの間、核燃料物質貯蔵設備に保管されること。	③核燃料物質の搬出、輸送 核燃料物質の搬出、輸送に当たっては、関係法令に従つた措置が講じられること。	2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ビット)又は4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料設備(使用済燃料ビット)に貯蔵している。新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ビット)に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ビット)に貯蔵することを記載している。	本文六 2. 本文六 3.
			(3 / 14)

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準		審査基準	適合状況（申請概要）	記載項目
(2) 核燃料物質の管理及び処理 (つづき)				
①核燃料物質の譲渡し先	原子炉設置者については、法第61条第3号又は4号、第9号及び第11号の規定に従って、核燃料物質の譲渡し先が選定されていること。		2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料及び4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2054年度までの可能な限り早い時期に搬出するよう努めることを記載している。2号内燃料貯蔵設備に貯蔵している新燃料は、第1段階から第2段階の中で加工事業者に譲り渡すことを記載している。	本文六 3.
(3) 核燃料物質による汚染の除去			主な廃止措置対象施設の汚染の推定分布については、図に示すとおりであるが、汚染状況の調査により、第1段階の除染結果を反映し、評価の見直しを行うことを記載している。	本文七 1. (2)
(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄			第1段階に行う除染の方法及び安全管理上の措置については、「2. 解体工事準備期間の除染」に記載している。 第2段階に行う除染については、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果及び放射性降葉物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行う。除染の実施に当たっては、維持管理設備の機能に影響を及ぼさないように、また、汚染の拡散防止及び放射線業務従事者の被ばく低減対策等の措置を講じることを記載している。	本文七 1. (3)
			放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様に発生から処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡散及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう、関係法令、関係告示及び「五. 1. 廃止措置の漏えい基本方針」等に基づき、適切に処理を行い管理放出することを記載している。	本文八 1. 本文八 2.
			低レベル放射性廃棄物の廃棄に際しては、放射能レベルの比較的高いもの、放射能レベルの比較的低いもの及び放射能レベルの極めて低いものに区分し、それぞれの区分及び放棄施設に廃棄することを記載している。	本文八 3.
			放射性固体廃棄物については、適切な廃棄が確実に行われるまでの間は、当該施設の放射性廃棄物の廃棄施設に保管することが示されていること。	本文八 3. 4(1)
※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準				

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準		適合状況（申請概要）	記載項目
(4) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄（つづき）	核燃料物質によって汚染された物の廃棄について、以下の措置を講じることが示されていること。	以下参照	
①放射性気体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性気体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されるること。	放射性気体廃棄物は、原子炉運転中と同様に発生から処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡散及び放射線による被ばくを適切に防止できることを記載している。 第1段階に発生する放射性気体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性気体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行なうことを記載している。	本文ハ 1. 本文ハ 2. 本文ハ 1.1.2(1)
②放射性液体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性液体廃棄物については、原子炉の運転中における取扱いと同様に措置されるること。	放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様に発生から貯蔵及び処理等の各段階において、廃棄物の漏えい、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう、関係法令、関係告示及び「五.1. 廃止措置の基本方針」等に基づき、適切に処理を行い管理を出することを記載している。 第1段階に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中に発生した放射性液体廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行なうことを記載している。	本文ハ 2. 本文ハ 2.1.2(1)
③放射性固体廃棄物の廃棄	原子炉施設の廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物については、放射能レベルの比較的高いもの、放射能レベルの比較的低いものとに区分されることは、放射性物質による汚染の程度により区分されることは。	低レベル放射性廃棄物の廃棄に際しては、放射能レベルの比較的高いもの、放射能レベルの比較的低いもの及び放射能レベルの極めて低いものに区分することを記載している。	本文ハ 3.
(5) 廃止措置の工程	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性固体廃棄物については、それらを適切に処理及び保管等が用いられること。その発生から処理及び保管等の各段階の取扱いにおいて、飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できること。	放射性固体廃棄物は、合理的な低減に努め、原子炉運転中と同様に発生から貯蔵及び処理等の各段階において、廃棄物の飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを適切に防止できるよう、関係法令、関係告示及び「五.1. 廃止措置の基本方針」等に基づき適切な方法により管理を行うことを記載している。	本文ハ 3. 本文ハ 3.4(1)
	原子炉施設の廃止措置中に発生する放射性固体廃棄物については、それらを適切に廃棄するまでの間の保管容量が確保されること。	廃止措置工事に伴い発生する放射性固体廃棄物については、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように適切に貯蔵又は保管することを記載している。	本文ハ 3.
	廃止措置の全体計画として、廃止措置の着手時期、維持管理期間、解体撤去工事に着手する時期及び終了時期を示すために、廃止措置の方針・手順を時間軸の単位を年度として工程表により示すとともに、その概要が説明されていること。	廃止措置の工事は、次の4つの期間に区分し、この順序で行い、解体の主な手順を図に記載している。 2号炉の廃止措置は、廃止措置計画に基づき実施し、2054年度に完了する予定である。第1段階は廃止措置計画申請書の認可後から2025年度、第2段階は2026年度から2041年度、第3段階は2048年度から2054年度としていることを以下のように記載している。 2号原子炉施設の廃止措置は、「原子炉等規制法」に基づく廃止措置計画の認可以後、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了する予定である。廃止措置工事を表に示す。	本文五.3. 本文九

※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

1. 申請書記載事項に対する審査基準

審査基準	適合状況（申請概要）	記載項目
上記（1）から（5）において、工場又は事業所に複数の原子炉施設が設置されている場合には、複数の原子炉施設のうちその一部の原子炉施設を廃止することが認められている。このような一部の原子炉施設の廃止の場合には以下に留意する。	以下参照	
①解体する原子炉の附属施設に対する原子炉施設以外の原子炉施設と公用施設との共用している場合には、その附属施設の取扱いが示されていること。	対象原子炉の附属施設を対象原子炉施設以外の原子炉施設と公用施設について以下とおり記載している。 他号炉との公用施設の取扱いについて以下とおり記載している。 ②号炉又は4号炉と4号炉との公用施設については、2号炉、3号炉又は4号炉又は3号炉と4号炉との公用施設として施設定期検査を受けるものとする。また、3号炉又は4号炉との公用施設は、2号炉の廃止措置終了後も3号炉又は4号炉の原子炉施設として引き続き供用する。	本文四、1.
②核燃料物質の譲渡しの方法について	工場又は事業所内の廃止対象外の貯蔵施設（廃止対象の原子炉施設との公用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設の許認可上、管理が可能な施設であること。	2号炉又は4号炉の貯蔵施設（使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵する使用済燃料は2号炉にて管理し、4号炉にて管理することを記載している。
③放射性固体廢棄物の廃棄について	工場又は事業所内の廃止対象外の廃棄施設（廃止対象の原子炉施設との公用施設を含む。）において管理をする場合、当該施設が許認可上、管理が可能な施設であること。	1～4号炉共用である3号炉又は4号炉との公用施設から発生した放射性固体廃棄物については、3号炉又は4号炉にて管理することを記載している。

*：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準*

審査基準*	適合状況（申請概要）	記載項目
(1) 周に使用済燃料を発電用原子炉の炉心から取り出していることを明らかにする資料	(例) 運転日誌等で炉心から燃料が取り出されていることと、空白の炉心配置図等で燃料が炉心に装備されていないことが明らかになっていること。	原子炉内に装荷された燃料集合体は、平成25年4月25日に原子炉からの取出しを完了していることを記載している。 添付書類一
(2) 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図	(例) 敷地図の中で、廃止措置に係る部分（建屋、施設等）が明らかになっていること。	敷地図の中で、廃止措置に係る部分（建屋、施設等）が明らかになつていて以下のとおり記載している。 廃止措置期間のうち、解体工事準備期間における工事作業区域図を図に示す。 添付書類二
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書		
1) 廃止措置期間中の放射線管理	廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の形態（放射性気体廃棄物等の別）に応じて適切な放射性液体廃棄物、放射性液体廃棄物等の別の影響を評価すること及び周辺公衆への影響を評価することについて、以下のとおり記載している。 廃止措置期間の下に、確実に廃棄が行われること、また、廃止措置期間中の平當時における周辺公衆への影響を評価したこと及び周辺公衆への影響を評価することを記載している。 周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）が示されている。	放射性廃棄物の種類に当たっては、適切な放射線管理の下に確実に行われること及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射性廃棄物の放出による影響を評価することについて、以下のとおり記載している。 周辺監視区域外の空気中及び水中の放射性物質の濃度が「該原燃料物質又は該原燃料物質の濃度を定める告示」（以下「該量告示」という。）に定める値を超えないよう厳重な管理を行う。 さらに、「発電用軽水型原子炉施設周辺から放出される放射性物質の濃度の測定を行い、これを超えないよう努める。 また、廃止措置中に環境に放出される放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物中の放射性物質により周辺公衆が受けられる被ばく線量を評価する。また、廃止措置中の直接線及びスカイシャイン線による被ばく線量を評価する。 添付書類三 2.2
廃止措置期間中の核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方、具體的方法（一般事項、管理制度、保全区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）が示されていること。	廃止措置期間中ににおける核燃料物質による汚染の除去及び放射性廃棄物の廃棄に係る放射線管理の基本的考え方、具體的方法（一般事項、管理制度、保全区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）が示されていること。	放射線の被ばくを管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」等の関係法令及び関係告示を遵守し、発電所周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするよう基本的な考え方、具体的な方法（一般事項、管理制度、保全区域及び周辺監視区域の設定若しくは解除、放射線業務従事者の放射線防護並びに放射性廃棄物の放出管理）を申請書に記載している。 添付書類三 1.1
①核燃料物質による汚染の拡散防止策	核燃料物質による汚染の拡散防止のため、必要に応じて汚染拡大防止用い、局所フィルタを使用する等の措置が講じられること。	放射性物質により汚染している機器等を取り扱う場合は、汚染拡大防止のため、汚染拡大防止用い、局所フィルタを使用する等の措置を講じることを記載している。
②放射性気体廃棄物による汚染の拡散防止策	放射性気体廃棄物について、施設内の給排気系の機能が維持されること。	放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするため、遮へい設備、換気設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設は、必要な期間、必要な機能を維持管理することを記載している。 添付書類三 1.1(1)

*：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準*

適合状況（申請概要）		記載項目
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）		
②被ばく低減対策	核燃料物質による汚染の除去に当たって、必要に応じて遮蔽体の設置、呼吸保護具の着用等の外部被ばくの低減及び内部被ばくの防護等の措置が講じられること。	被ばく低減対策として、以下のとおり記載している。 放射線業務從事者等を不必要な体を設置する、遮へいを必要な期間維持管理すると共に、線量当量率を考慮し、遮へい体を設置する。 放射線業務從事者等を放射性物質による被ばくから防護するため、換気設備を必要な期間維持管理する。 また、防護具の着用等の必要な措置を講じる。
2) 廃止措置に伴う放射性廃棄物の発生量	廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物について、適切な分類により発生量が評価されていること。	放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物それぞれについて、第1段階における推定放出量を評価し、その結果を示していることを記載している。 また、放射性固体廃棄物についても、第1段階における推定発生量を評価し、その結果を示している。
3) 廃止措置期間中の平常時における周辺公衆の線量の評価	原子炉施設の廃止措置期間中の放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出に伴う周辺公衆の線量、放射性固体廃棄物の保管に伴う直接線及びスカイシャイン線による周辺公衆の線量が適切に評価されていること。	第1段階における放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物による一般公衆の実効線量並びに直接線量及びスカイシャイン線による一般公衆の実効線量を行い、その結果を以下のとおり記載している。 敷地等境界外における1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉からの放射性気体廃棄物中の希ガスの γ 線からの外部被ばくによる実効線量、放射性液体廃棄物中の放射性物質の採取に伴う内部被ばくによる実効線量は、それぞれ約0.7 μ Sv/y及び約2.8 μ Sv/y、約2.8 μ Sv/y及び約0.8 μ Sv/yとなり、合計は約4.2 μ Sv/yで表に示すとおりである。 汚染の除去等に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫の保管容量を超えないよう貯蔵するところから、第1段階中の原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマを下回る通常運転の状態から、1号炉及び2号炉の原子炉運転を前提とした原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、年間50 μ Gyを下回る。 以上のことから、原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による空気カーマは、人の居住の可能性のある敷地等境界外において年間50 μ Gyを下回る。 第2段階以降の評価については、第2段階に入るために廃止措置計画の変更の認可を受ける。
①気象条件	廃止措置期間中の原子炉施設からの平常時ににおける放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量評価に關し、適切な気象観測方法、観測値の統計処理方法及び大気拡散の解析方法（以下「気象条件」という。）により、大気中ににおける放射性物質の拡散状態が示されていること。	解体工事準備期間中における環境への放射性物質の放出に伴い周辺公衆が受ける被ばく線量は、「線量目標値に関する指針」、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針」、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査ににおける一般公衆の線量評価について」及び「発電用原子炉施設の安全解析における実効線量の評価方法を参考として評価する。なお、「原子炉設置許可申請書添付書類九」における放射性気体捲棄物による実効線量の評価方法を基本として評価する。また評価には、平成23年1月から平成23年12月の1年間ににおける気象データを使用する。また評価では近年の気象データは近年の気象データによる異常年候定を行って確認している。

*：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

記載項目	適合状況（申請概要）
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）	<p>第1段階において放射性気体廃棄物の推定放出量の算出方法を以下とおり記載している。 1号及び2号原子炉施設から寄与する、ガス減量タンクからの排気、原子炉格納容器換気、原子炉格納容器減圧時の排気、原子炉補助建屋等の換気により放出されてから長期間が経過していることから無視できる。また、定期検査時のように素131についても、半減期が約8日と短く、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。従って1号及び2号炉からの希ガス及び4号炉から放出される希ガス及びよう素の合算値により放射性物質の放出量を算出している。第1段階における1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射性気体廃棄物の年間放出量を表に示す。</p> <p>申請書において、第2段階以降の解体撤去工事については、第1段階の汚染状況調査の結果を基に解体工法を決定することとしている。までは陸上措置期間中の作業等により生ずる粉じん等の拡散防止対策の具体的な実施計画を策定することができないため、平常時に周辺環境に放出される放射性物質の量の算定に関する条件設定が確立できることから、本項目に関しては第2段階に入るために廃止措置計画変更の認可を受けることとする。</p> <p>第1段階において放射性液体廃棄物の推定放出量の算出方法を以下とおり記載している。 第1段階に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様な廃棄物がある。1号及び2号炉からの年間放出量は、復水器冷却水量及び補機冷却水量の停止を考慮し、放射性液体廃棄物による実効線量の計算に用いる放射性液体廃棄物の濃度が運転中と同等となるよう減少させる。第1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量の算出結果を表に示す。</p> <p>評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なペラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていることを。</p> <p>③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量</p> <p>施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないよう講じられるものであること。</p>
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）	<p>第1段階において放射性気体廃棄物の推定放出量の算出方法を以下とおり記載している。 1号及び2号原子炉施設から寄与する、ガス減量タンクからの排気、原子炉格納容器換気、原子炉格納容器減圧時の排気、原子炉補助建屋等の換気により放出されてから長期間が経過していることから無視できる。また、定期検査時のように素131についても、半減期が約8日と短く、原子炉の運転を停止してから長期間が経過していることから無視できる。従って1号及び2号炉からの希ガス及び4号炉から放出される希ガス及びよう素の合算値により放射性物質の放出量を算出している。第1段階における1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射性気体廃棄物の年間放出量を表に示す。</p> <p>申請書において、第2段階以降の解体撤去工事については、第1段階の汚染状況調査の結果を基に解体工法を決定することとしている。までは陸上措置期間中の作業等により生ずる粉じん等の拡散防止対策の具体的な実施計画を策定することができないため、平常時に周辺環境に放出される放射性物質の量の算定に関する条件設定が確立できることから、本項目に関しては第2段階に入るために廃止措置計画変更の認可を受けることとする。</p> <p>第1段階において放射性液体廃棄物の推定放出量の算出方法を以下とおり記載している。 第1段階に発生する放射性液体廃棄物は、原子炉運転中と同様な廃棄物がある。1号及び2号炉からの年間放出量は、復水器冷却水量及び補機冷却水量の停止を考慮し、放射性液体廃棄物による実効線量の計算に用いる放射性液体廃棄物の濃度が運転中と同等となるよう減少させる。第1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の放射性液体廃棄物の年間放出量の算出結果を表に示す。</p> <p>評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なペラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、周辺監視区域外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていることを。</p> <p>③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量</p> <p>施設の解体及び核燃料物質による汚染の除去等の措置が、原子力規制委員会の定める周辺監視区域外の線量限度を超えないよう講じられるものであること。</p>
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）	<p>周辺監視区域の外部放射線に係る線量、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度は、「線量告示」に定める値以下に保つ。具体的には、管理区域内に遡へい設備を設けること等により、管理区域の外側における外部放射線に係る線量が、3月間につき1.3mSv以下になるように管理することを記載している。</p> <p>原子炉設置者及び旧原子炉設置者等においては、原子炉施設周辺の一般公衆の線量を合理的に達成できる限り低く保つための努力が払われていること。</p>
※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準	放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に当たっては、「原子炉等規制法」等の関係法令及び関係告示を遵守し、発電所周辺の一般公衆及び放射性廃棄物従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くすることを記載している。

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

記載項目	適合状況（申請概要）
(3) 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理に関する説明書（つづき）	<p>放射性固体廃棄物に起因する直接線量及びスカイシャイン線による一般公衆の実効線量に関する評価を以下のようにお り記載している。</p> <p>第1段階は、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続するが、1号及び2号原子炉施設は、原子炉の運転を 停止してから長期間が経過しており、放射能は減衰している。第1段階中の原子炉施設からの直接線及びスカイシャ イン線による空気カーマは、年間$50 \mu\text{Gy}$を下回ると評価している。</p> <p>したがって、原原子炉施設から、1号炉及び2号炉の原子炉運転が直線的かつスカイ シャイン線による空気カーマは、人への居住の可能性のある等地等境界外において、年間$50 \mu\text{Gy}$を下回ると評価してい る。</p> <p>廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定されていることについて は、以下のとおり記載している。</p> <p>廃止措置期間中に伴い発生する放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように貯蔵保管し、 安全確保のために必要な機能を維持することを記載している。</p> <p>保管施設の遮蔽設計、評価地点までの距離が適切に考慮されていることについては、1号及び2号の原子炉施 設が原子炉の運転を終了した状態であるが、運転中と同様に既設の建屋及び構築物等が維持されており、この遮蔽を 著しくした評価を実施していることから、遮蔽設計は適切に考査されている。また、距離についても、各電所の敷地境界 における線量を評価していることから、評価地点までの距離は適切に考査されている。</p> <p>第2段階以降については、第2段階に入るもので評価し、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>
④ 廃止措置期間中に保管する放射性固体廃棄物に起因する直接線量とスカイシャイン線の評価	<p>廃止措置期間中に管理区域内において保管する放射性固体 廃棄物に起因する直線線量とスカイシャイン線量につ いて被ばく線量が評価されていること。</p> <p>この場合において、廃止措置期間中に管理区域内におい て保管する放射性固体廃棄物の保管量が適切に設定され ていること。また、保管焼却施設の遮蔽設計、評価地点 までの距離が適切に考慮されていること。</p>
4) 廃止措置期間中に おける放射線業務 従事者の受けれる線 量	<p>廃止措置期間中ににおける放射線業務従事者の總被ばく線 量を事前に評価し、廃止措置における作業方法、被ばく 低減対策の妥当性を検討していること。</p>
(4) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書	<p>廃止措置期間中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等を記載する。 廃止措置期間中の過失等があつた場合に発生する事故の種類、程度、影響等を記載する。</p>
1) 想定すべき事故	<p>核種ごとの被ばくへの寄与を考慮したうえで、放射性物質の放出量が最大となる事故が想定されていること。</p>
2) 事故時における周辺公衆の線量評価	<p>廃止措置期間中の原子炉施設からの事故における放出放 射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に關し、適切 な気象条件が示されていること。</p>
①気象条件	<p>廃止措置期間中の原子炉施設からの事故における放出放 射性物質に起因する公衆の被ばく線量評価に關し、適切 な気象条件が示されていること。</p>
※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準	<p>以下参照</p>
	<p>添付書類三 2.2.4(1)</p> <p>添付書類三 2.1(1)</p> <p>添付書類三 1.1</p> <p>添付書類三 2.1(2)</p> <p>添付書類四 2.1(1)</p> <p>添付書類四 2.</p> <p>添付書類四 1.1</p> <p>添付書類四 1.2(2)h</p>

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準*

		記載項目
(4) 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書（つづき）		
②放射性物質の放出量	<p>放射性物質の放出量は、炉型の特質や施設の状況に応じ、個々との被ばくへの寄与を考慮したうえで放射性物質を考慮し算出されていること。</p> <p>燃料集合体の落下によって大気中に放出される希ガスの放出量を表に示す。</p>	<p>放射性物質の放出量及び線量の評価について以下のとおり記載している。 大気中に放出される放射性物質の量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類四 十」と同様な方法で評価する。</p>
③放出放射性物質に起因する周辺公衆の被ばく線量	<p>評価対象核種の環境移行における特徴を考慮した被ばく経路を設定するとともに、適切なラメータを用いた被ばく評価モデルを設定し、上記①の気象条件及び②の放出量を用いて、敷地外の評価地点における、放出放射性物質に起因する被ばく線量が適切に評価されていること。</p>	<p>放射性物質の放出量及び線量の評価については、加圧水型原子炉施設のモジュールプラントにおける評価結果に基づいており評価する。 大気中に放出される放射性物質の量は、「原子炉設置許可申請書 添付書類四 十」と同様な方法で評価する。</p> <p>敷地等環境限界における最大の実効線量を評価した結果を表に示す。</p> <p>燃料集合体の落下を仮定した場合、放射性物質の放出量は少なく、周辺の公衆に対し著しい放射線被ばくのリスクを考えることはない。</p>
(5) 核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書		
発電用原子炉の機能停止時又は発電用原子炉施設の解体撤去時に発電用原子炉施設に残存する放射性物質、汚染放射性物質及び分布等を踏み、核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置が立案されていること。また、これら措置との関係において、維持すべき設備・機器及びその機能並びに必要な期間が、廃止措置期間を見通し適切に設定されていること。		<p>第1段階における放射能レベル区分別の放射性廃棄物発生量の評価について以下とおり記載している。 現状施設における現状の汚染の分布については、加圧水型原子炉施設のモジュールプラントにおける評価結果を反映し、放能レベル区分別の放射性廃棄物発生量を評価している。</p> <p>今後、解体工事期間中に実施する解体対象施設の汚染状況の調査結果を廃止措置計画に反映し、変更の可否を受けける。</p> <p>現状の評価は、加圧水型原子炉施設のモジュールプラントにおける評価結果に基に、主要な設備の放射能レベルを推定し、放射能レベル区分別に放射能レベル区分別の放射性固体廃棄物の推定発生量を表に示す。</p>
(6) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等を維持すべき期間に関する説明書		
原子炉施設の廃止措置においては、公衆及び放射線業務従事者の受けける線量の抑制又は低減の観点から、当該施設内に残存する放射性物質の数量及び分布等を踏まえ、核燃料物質による汚染の除去手順、設備・機器又は施設の解体手順等の措置が立案されていること。また、これら措置との関係において、維持すべき設備・機器及びその機能並びに必要な期間が、廃止措置期間を見通し適切に設定されていること。		<p>廃止措置を実施するにあたり、それぞれの設備に要求される機能を維持管理することを以下とおり記載している。</p> <p>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五、廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の整棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能を維持すべき設備等に対し、要求される機能及び維持すべき期間を表に示す。</p>
維持管理すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間が、廃止措置の段階に応じ、公衆及び放射線業務従事者の受けける線量の抑制等のためには必要な設備の維持管理、その他の安全対策について、以下のような事項に関する措置が示されていること。		<p>次頁参照</p>
※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準		

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準※		適合状況(申請概要)	記載項目
(6) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等並びにその性能等を維持すべき期間に関する説明書(つづき)			
1) 建屋(家)、構築物等の維持管理	放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建家・構築物等については、これらの系統及び機器を撤去するまでの間、放射性物質の外部への漏えいを防止するための障壁及び放射線遮蔽としての機能を適切に維持管理すること。	放射性物質を内包する系統及び機器を収納する建屋等については、これらの系統及び機器が撤去されるまでの期間は、放射性物質の漏えいを防止するための障壁及び放射線遮へい体としての機能を維持管理することを記載している。	添付書類六 2(1)
2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の維持管理	新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備で保管する期間においては、所要の性能を満足するよう当該核燃料物質貯蔵設備及び核燃料物質取扱設備を維持管理すること。	新燃料及び使用済燃料を核燃料物質貯蔵設備にについては、使用済燃料が2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備(使用済燃料ピット)から搬出されるまでの期間は、燃料落下方止機能及び浄化冷却等の機能を維持管理することを記載している。 核燃料物質の取扱設備及び貯蔵設備については、使用済燃料(使用済燃料ピット)から冷却水が大量に漏れると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故対策設備は不要であることを記載している。	添付書類六 2(2)
3) 放射性廃棄物の廃棄施設について	放射性廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理することを記載している。	放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性液体廃棄物及び放射性廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物を適切に処理及び貯蔵保管するため、処理機能及び貯蔵機能を維持管理することを記載している。	添付書類六 2(3)
4) 放射線管理施設の維持管理	原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び管理区域内作業に係る設備に係る設備管理者の被ばく管理について、適切に維持管理すること。	原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び放射線業務従事者の被ばく管理については、原子炉施設内外の放射線監視、環境への放射性物質の放出管理及び放射線業務従事者の被ばく管理及び管理区域内作業に係る放射線業務従事者の被ばく管理のために、放射線監視及び放出管理の機能を維持管理することを記載している。	添付書類六 2(4)
5) 解体中に必要なその他施設の維持管理	①核燃料の貯蔵管理及び放射性廃棄物の処理に伴い必要な場合、放射線業務従事者の被ばく低減化のため空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、換気設備を適切に維持管理すること。 ②商用電源が喪失した際、解体中の原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量の電源設備を確保し、これを適切に維持管理すること。 ③その他の安全確保上必要な設備(照明設備、補機治却設備等)については、適切な機能が確保されるよう維持管理すること。	換気設備については、使用済燃料の貯蔵管理、放射性廃棄物の処理及び放射線業務従事者の被ばく低減等を考慮して、空気の浄化が必要な場合並びに解体撤去に伴い放射性粉じんが発生する可能性のある区域で原子炉施設外への放出の防止及び他区域への移行の防止のために必要な場合は、建屋内の換気機能を維持管理することを記載している。	添付書類六 2(5)
		非常用電源設備については、原子炉施設の安全確保上必要な場合には、適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能を維持管理すること。	添付書類六 2(6)
		その他原子炉補機冷却水設備等の安全確保上必要な設備については、それぞれの設備に要求される機能を維持管理することを記載している。	添付書類六 2(7)

※：発電用原子炉施設及び試験研究用原子炉施設の審査基準

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準

審査基準 [※]		適合状況（申請概要）	記載項目
(6) 廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設等及びその性能等並びにその性能等を維持すべき期間に関する説明書（つづき）			
6) 檢査・校正	廃止措置期間中に維持管理を必要とする原子炉施設の各設備、機器等及び廃止措置に伴い保安のために講じる措置等については、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うこと。	廃止措置期間中に維持管理を必要とする施設について、安全の確保上必要な機能及び性能を必要な期間中維持できるよう適切な頻度で検査・校正を行うことは、定期的に点検等で確認していく。これらの中の機能を維持するべき設備等の維持管理に関する規定では、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。	添付書類六 1.
7) その他の安全対策	原子炉施設の廃止措置期間中ににおいては、保安のために以下のような措置を講じることが示されていること。 ①管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に区分し、保安のための措置を講ずることとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講ずること。 ②周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設から放出の管路に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行うこと。 ③核燃料物質が原子炉施設に存在する期間中の原子炉施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講ずること。 ④放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じること。	以下参照 ①管理区域の区分、立入制限及び保安のために必要な措置を講じることを記載している。 管理区域については、壁、柵等の区画物によって区画するほか、標識等の管理等の措置を講じることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて人の立入り制限、鍵の管理等の措置を記載している。 ②周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、解体中の原子炉施設から放出の管路に係る放射線モニタリングを行っている。 維持管理を行う放射線管理施設を用いて、原子炉施設からの放出管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを行っている。 ③核燃料物質が原子炉施設に存在する期間（第1段階から第2段階）において、原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じることを記載している。 核燃料物質が原子炉施設に存在する期間（第1段階から第2段階）において、原子炉施設への第三者の不法な接近を防止する措置を講じること。 ④放射線障害防止の観点から、火災の防護設備については適切に維持管理すること。また、可燃性物質が保管される場所にあっては、火災が生ずることのないよう適切な防護措置を講じること。	添付書類六 2(8) 添付書類三 1.3(1)
	○発電用原子炉施設においては、廃止措置期間中に維持管理すべき施設に係る維持管理方法について、 ・実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第六号） 又は ・研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第十号） に基づかない場合は、その根拠を具体的に記載すること。	該当なし ※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準	添付書類六 2(11)

玄海原子力発電所 2号炉 廃止措置計画認可申請書の審査基準への適合状況について

2. 申請書に添付する書類の記載事項に対する審査基準*

適合状況（申請概要）		記載項目
(7) 廃止措置に要する資金の額及びその調達計画に関する説明書		
①廃止措置に要する費用	発電用原子炉施設解体に要する費用の見積もり総額が明示されていること。	2号炉の原子力発電施設解体に要する総見積額（平成31年2月末時点）は、約365億円であることを記載している。
②資金調達計画	発電用原子炉施設解体引当金累積積立額が明示され、それを含めた費用の調達方法が明示されていること。	廃止措置に要する費用は、全額自己資金により賄う。なお、2号炉の原子力発電施設解体引当金制度による原子力発電施設解体引当金累積積立額（平成30年度末時点）は、約321億円である。 今後、原子力発電施設解体引当金制度による積立期間において、総見積額の全額を積み立てる計画であることを記載している。
(8) 廃止措置の実施体制に関する説明書		
1) 主たる工場又は事業所及び廃止措置に係る工場又は事業所において定める以下の事項が定められていること。	① 廃止措置に係る組織 ② 廃止措置に係る各職位の職務内容	2号原子炉施設の廃止措置の実施体制については、「保安規定」において保安管理体制を定めることを記載している。 「保安規定」において保安管理体制を定め、本店及び玄海原子力発電所の組織において廃止措置の業務に係る各職位とその職務内容を記載し、それぞれの役割分担を明確にすることを記載している。
2) 廃止措置に係る工場又は事業所における廃止措置の実施に当たり、その監督を行う者を選任する際の基本方針が定められていること。		「保安規定」において廃止措置における保安の監督を行う者の任命に関する事項及びその職務を明確にし、その者に各職位の業務を総括的に監督させることを記載している。
(9) 品質保証計画に関する説明書		
この項目には以下の記載が明示されていること。	①発電用原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントととする品質保証計画を定めること。 ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。 ③品質保証計画のもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。	廃止措置期間における2号原子炉施設の品質保証計画については、「保安規定」において、社長をトップマネジメントとする品質保証計画を定めることを記載している。 「保安規定」、「原子力発電所品質マニフェアル（要則）」及びそれらに基づく下部規定により廃止措置に開する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成及び維持向上を図ることを記載している。 品質保証計画の下で廃止措置期間中に機能を維持すべき原子炉施設及びその他の設備の保守管理等の業務を実施することを記載している。
※：発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準		添付書類九